

ホスティングサービス利用規則

[平成29年3月15日情報環境機構長裁定]

(目的)

第1条 この規則は、京都大学情報環境機構データセンター情報サービス利用及び利用負担金規程（平成26年3月31日情報環境機構長裁定）第12条の規定に基づき、ホスティングサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(趣旨)

第2条 本サービスは、学術研究、教育等に関する情報処理、情報発信及び広報のために利用する環境を提供するものである。

(サービスの種類)

第3条 本サービスの種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) VMホスティングサービス

占有バーチャルマシンによる独自のドメイン名の計算機環境を提供することをいう。

(2) WEBホスティングサービス

共有又は占有サーバにより、独自のドメイン名をもつホームページの公開環境を提供することをいう。

(3) アプリケーションコンテナホスティングサービス

共有サーバによる Docker コンテナを利用した計算機環境を提供することをいう。

(サービスの対象)

第4条 本サービスは、京都大学（以下「本学」という。）の教員が一員となっている学術研究、教育等の組織及びプロジェクト並びに本学の部局、学科、専攻、研究室等（kyoto-u. ac. jp 以下のサブドメインを有するもの。以下「部局等」という。）を対象とする。

2 本サービスの利用に際しては、本学の教職員が代表者となり、利用申請、継続、中止等の手続を行うとともに、情報環境機構（以下「機構」という。）との連絡を担うものとする。

(利用の申請及び承認)

第5条 本サービスの利用を希望する組織及びプロジェクト並びに部局等は、指定の様式により情報環境機構長（以下「機構長」という。）に対して利用申請を行い、その承認を得なければならない。

2 機構長は、本サービスの利用を承認した組織及びプロジェクト並びに部局等（以下「利用者」という。）に対して、利用者番号を発行し、その旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 利用者は、利用承認のあった事項に変更が生じた場合は、指定の様式により速やかに機構長に届け出なければならない。この場合において、当該変更により本サービスの利用対象から外れたときは、サービスの利用を停止するものとする。

(禁止行為)

第7条 利用者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならない。

- (1) 差別、名誉毀損、侮辱又はハラスメントにあたる行為
- (2) プライバシーを侵害する行為
- (3) 守秘義務に違反する情報の発信
- (4) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (5) 本サービスを妨害する行為、他の利用者に迷惑を及ぼす行為又はその恐れのある行為
- (6) 機構が契約するパブリッククラウドサービスの提供元が定める禁止事項
- (7) その他法令及び本学の規程（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号）、京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）等）に違反する行為

(利用者の責任)

第8条 本サービスを利用して行う情報発信及び広報（以下「情報発信等」という。）とその結果に関しては、利用者が責任を負うものとする。なお、以下に例示するが、この限りではない。

- (1) 利用者は、本サービスを利用して行う情報発信等で生じた問題の責任を負うこと。
- (2) 利用者は、本サービスを利用して行う情報発信等で問題が生じないように適正な努力を払うこと。
- (3) 利用者は、本サービスを利用して行う情報発信等で問題が生じた場合は、当該問題の解決にあたること。
- (4) 利用者は、管理するバーチャルマシン又はホームページに関して、京都大学情報セキュリティ対策基準に沿った対応を行うこと。
- (5) 利用者は、登録したデータの消失等に備え、バックアップ等の対策を必要に応じて行うこと。

(サービスの制限)

第9条 機構は、本サービスの安定した利用環境の維持のため、利用者への事前の通告なく以下の対応をとることができる。

- (1) セキュリティインシデント又は他の情報システムに悪影響を及ぼす事象が確認された場合、本サービスの機能を制限すること。
- (2) 外部から又は本サービスからの不正アクセスが疑われる場合、その通信を制限すること。

(データのバックアップ)

第10条 機構は、本サービスの安定した利用環境の維持のため、サーバの故障等に備えて、データのバックアップを行うことがある。ただし、このバックアップは本サービスの管理運営上行うものであり、データの復元を保証するものではない。

(管理業務の委託)

第11条 利用者は、本サービスの利用に際して、利用者の責任において、コンテンツ管理、サーバ管理業務等を業者等（以下「委託業者」という。）に委託することができるものとする。

2 VM ホスティングサービス又はアプリケーションコンテナホスティングサービスにおいて前項により委託する場合、利用者の責任において、サーバ上にアカウントを作成のうえ、委託業者に当該アカウントを使用させることができる。

（委託業者の責務）

第12条 委託業者は、以下の定めに従わなければならない。

- (1) 第2条の目的以外の目的で業務を行わないこと。
- (2) 第7条に規定する行為を行わないこと。
- (3) 委託された業務の実施に当たっては、京都大学における個人情報の保護に関する規程に準じて個人情報を取り扱うこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、原則として利用者の指示に従って業務を遂行し、不明な点は利用者に相談すること。ただし、機構長の指示があった場合、これに従うこと。
- (5) 自身の届出情報に変更が生じたときは、直ちに利用者に報告すること。

（WEB ホスティングサービスにおける業務委託）

第13条 WEB ホスティングサービスにおいて第11条第1項により委託する場合、利用者は、指定の様式によりその旨を機構長に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた機構長は、必要と認めた場合、委託業者にWEB ホスティングサービス管理委託用利用者番号（以下「業者 ID」という。）を発行する。ただし、当該委託業者が、京都大学全学アカウント（SPS-ID 又は ECS-ID）を有する場合及び当該委託業者に対し既に利用者からの届出により業者 ID が発行されている場合は、業者 ID は発行しない。

3 利用者は、WEB ホスティングサービスにおける委託業者への業務の委託を停止する場合は、速やかに機構長に届け出なければならない。

4 業者 ID は委託業者の責任で厳重に管理することとし、他の者と共用してはならない。パスワードを漏洩・紛失した場合は、速やかに機構長に連絡しなければならない。

5 機構長は、WEB ホスティングサービスにおける委託業者が前条に違反する行為を行ったと判断した場合には、利用者への事前の通告なく直ちに当該委託業者の業者 ID を停止することができるものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、本サービスの利用に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。